

2026年4月版

＜2026年7月試験から適用＞

損害保険募集人一般試験 教育テキスト

基礎単位

はじめに

一般社団法人 日本損害保険協会では、損害保険募集人（以下「保険募集人」）の皆さんが、損害保険の募集にあたり、保険募集に関する基本ルールや、保険商品に関する重要事項等をお客様に正確に説明するための知識を修得されているかを確認するため、業界共通の「損害保険募集人一般試験」（以下「損保一般試験」）を実施しています。

損保一般試験は、「基礎単位」と3つの「商品単位」（「自動車保険単位」「火災保険単位」および「傷害疾病保険単位」）の合計4単位で構成されており、このうち「基礎単位」は、損害保険の基礎や募集コンプライアンスなど損害保険の募集のための基礎的な知識の修得を目的とし、「商品単位」は商品知識等の修得を目的としています。

また、損保一般試験の「基礎単位」の合格を代理店登録・募集人届出の要件としていますので、「基礎単位」に合格しないと保険募集ができません。さらに、「商品単位」の合格をそれぞれの保険商品を募集するための要件としていますので、合格していない単位の商品の保険を募集することができません。したがって、原則としてすべての保険募集人が「基礎単位」およびご自分が募集するすべての「商品単位」に合格する必要があります。

デジタルテキスト 001

本テキストは、損保一般試験の単位構成に合わせて4分冊としていますので、保険募集人の皆さんは「基礎単位」およびご自分の募集する保険商品に応じて必要な「商品単位」を学習してください。

ご注意

- 本テキストは、2025（令和7）年11月1日現在で公表されている法律、規定等の内容に基づいて編集されています。
- 「損害保険募集人一般試験（基礎単位）」は、本テキストの記載内容から出題されます。ただし、本テキスト中の  注 および  参考 は、同試験の出題の対象とはなりません。

一般社団法人 日本損害保険協会
募集・教育企画部

デジタルテキスト 002

●デジタルテキストとの関連について

テキスト内の **デジタルテキスト 000** はデジタルテキストにおけるページ番号です。

また、本文中の（P.000参照）は、**デジタルテキスト 000** のページ番号で表記しています。

学習にあたって

- 本テキストでは、損害保険の募集に携わるうえで必須となる基礎的な知識について学習します。
- 具体的な編立ておよび編ごとの概要は、次のとおりです。学習にあたって指針にしてください。

第1編 損害保険の 基礎知識

第2編 保険募集の 基本ルール

第3編 保険募集の 基本と心構え

第4編 損害保険の 周辺知識

第1編 損害保険の基礎知識

【構成・概要】

- ①わたしたちを取り巻くリスクへの備えとして保険の機能・役割について学習します。
- ②損害保険の社会的役割とあわせ、保険募集人の社会的役割について学習します。
- ③保険の基本的な仕組みや、保険契約の基本的な考え方について学習します。
- ④家計分野の「くるま・すまい・からだ」等の保険の概要について学習します。

デジタルテキスト 003

第2編 保険募集の基本ルール

【構成・概要】

- ①保険募集にあたり、コンプライアンスの重要性について学習します。
- ②保険業法上の保険募集に関する基本的ルール（登録・届出、意向把握・意向確認、情報提供、禁止行為、代理店の体制整備など）について学習します。
- ③その他保険募集に関連するルールとして、個人情報保護や反社会的勢力への対応などについて学習します。

第3編 保険募集の基本と心構え

【構成・概要】

- ①保険引受けの基本的な考え方と注意点（適合性の原則、アンダーライティングなど）について学習します。
- ②保険料および保険契約の管理の基本的な考え方と注意点（保険料の流用・費消の禁止など）について学習します。
- ③事故対応、苦情対応の基本的な考え方と注意点（保険会社との連携、請求手続きのサポートなど）について学習します。
- ④保険募集人の心構え（CSとコンサルティング、事故防止・防災、コミュニケーションなど）について学習します。

デジタルテキスト 004

第4編 損害保険の周辺知識

【構成・概要】

- ①損害賠償、社会保険、被災者生活再建支援制度など社会インフラの基本的な仕組みと、損害保険の役割について学習します。
- ②損害保険の税務処理（保険料・保険金など）および相続の基本的な考え方について学習します。
- ③隣接業界の生命保険、少額短期保険、共済の商品概要および損害保険との違いについて学習します。

○学習にあたっては、「保険用語の解説」も参照してください。

○本テキストにおける統計等の数値については、四捨五入して掲載している箇所もあるため、合計値は必ずしも一致しません。

○学習にあたっては、損保協会作成の「募集コンプライアンスガイド」も併せてご参照ください。

<URL> <https://www.sonpo.or.jp/about/pdf/boshuguide.pdf>



デジタルテキスト 005

保険業法の一部改正（令和7年6月6日法律第54号）が2026（令和8）年6月1日に施行予定です。
本テキストにおいては、改正後の内容を掲載しています。

デジタルテキスト 006

第1編 損害保険の基礎知識	007
第1章 リスクと保険	008
1. わたしたちを取り巻くリスクと保険	009
2. リスクマネジメントと保険	015
3. 保険の分類	023
第2章 損害保険の社会的役割	027
1. 損害保険の社会的役割	028
2. 代理店（保険募集人）の社会的役割	036
3. 損害保険の募集形態・販売チャネル	043
第3章 保険の仕組み	049
1. 保険の原理・原則	050
2. 保険料（率）の仕組み	051
3. 保険契約の基礎	057
第4章 損害保険商品	074
1. 損害保険の種類	075
2. くるまの保険	077
3. すまいの保険	087
4. からだの保険（傷害疾病保険）	094
5. その他の保険	099

第2編 保険募集の基本ルール	102
第1章 コンプライアンス	103
1. コンプライアンスの重要性	104
2. 代理店委託契約書	107
第2章 保険業法	113
1. 保険業法の目的	114
2. 登録・届出に関するルール	115
3. 意向把握・意向確認および情報提供に関するルール	131
4. 禁止行為等に関するルール	150
5. 代理店の体制整備	175
6. 保険募集の検査・監督等	183
7. 不祥事件への対応	186
8. 保険契約者の保護	196
第3章 関連法令・ルール	199
1. 個人情報に関するルール	200
2. 独占禁止法と保険募集における留意点	213
3. 景品表示法と保険募集における留意点	223
4. 犯罪収益移転防止法と反社会的勢力への対応ルール	228
5. その他関係法令	239

第3編 保険募集の基本と心構え	250
第1章 保険契約の引受け	251
1. 基本的な保険募集フロー	252
2. 顧客に対する説明と適合性の原則	258
3. 保険引受け（アンダーライティング）	266
4. 適正な保険募集の注意点	276
第2章 保険料・保険契約の管理	291
1. 保険料の領収・管理	292
2. 保険契約の管理	302
第3章 事故・苦情への対応	312
1. 事故への対応	313
2. 苦情への対応	321
第4章 保険募集人の心構え	329
1. C S（顧客満足）とコンサルティング	330
2. 事故の防止と防災・防犯	337
3. 不正請求への対応等	345
4. コミュニケーション	347

第4編 損害保険の周辺知識	361
第1章 損害賠償	362
1. 損害賠償責任	363
2. 損害賠償責任と損害保険商品	369
第2章 社会保険	370
1. 社会保険	371
2. 社会保険と保険商品	378
第3章 災害時の公的支援制度	379
1. 自然災害と公的支援制度	380
2. 自然災害と損害保険商品	386
第4章 税務・相続	387
1. 税務	388
2. 相続	397
第5章 隣接業界	401
1. 生命保険	402
2. 少額短期保険	404
3. 共済	406
保険用語の解説	408

1

第1編

損害保険の基礎知識

※本編では、「代理店」「保険募集人」を、原則として「代理店(保険募集人)」と表記します。

学習の内容

第1章 リスクと保険

第2章 損害保険の社会的役割

第3章 保険の仕組み

第4章 損害保険商品

学習のポイント

わたしたちを取り巻く
リスクへの備えとしての
保険の機能・役割



損害保険の社会的役割、
保険募集人の社会的役割



保険の
基本的な仕組み、
保険契約の
基本的な考え方



家計分野の
「くるま・すまい・からだ」
等の保険の概要



●デジタルテキストとの関連について

テキスト内の **デジタルテキスト 000** はデジタルテキストにおけるページ番号です。
また、本文中の（P.000参照）は、**デジタルテキスト 000** のページ番号で表記しています。

第1章 リスクと保険

デジタルテキスト 008

1-1 わたしたちを取り巻くリスクと保険

第1節の
学習時間およそ
6分

(1) わたしたちを取り巻くリスク

わたしたちのライフスタイルは人によって異なりますが、世帯主の突然の死亡、家族の病気、住宅の火災、自動車事故など、予期せぬ出来事により、思い描いてきた生活設計が狂ったり、一家の生活が困窮したりすることが起こり得ます。わたしたちは毎日このようなリスクと向き合って暮らしています。

リスクという言葉は、様々な意味に用いられていますが、このうち主として保険が対象とするリスクは「損失という不利益を被る可能性」と定義することができます。具体的には、自然災害や自動車事故などによって損失（マイナスの要素）が発生するリスクです。 **▲注**

保険が対象とするリスクを大きく分類すると、主に次の3つに分けられます。

① 人的リスク

② 物的リスク

③ 賠償責任リスク

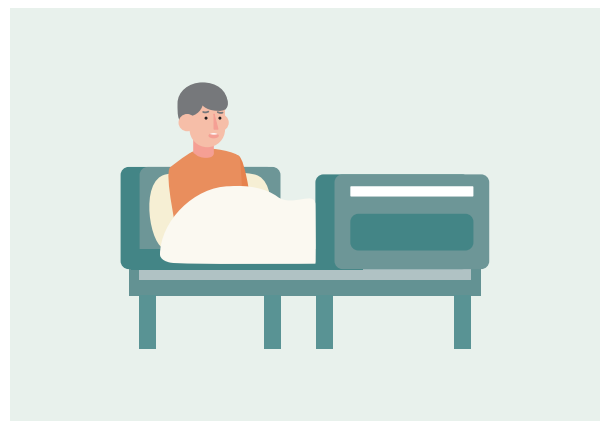
▲注 このような損失（マイナスの要素）のみを発生させるリスクを「純粹リスク」といいます。これに対して、金融商品などが対象としているリスクを「投機的リスク」といい、株価や為替変動などによって損失（マイナスの要素）が発生することもあるれば、利益（プラスの要素）を得ることもあるリスクです。

デジタルテキスト 009

① 人的リスク

人的リスクは、個人や企業経営者・従業員の死亡、傷害、病気等によって、個人や企業等が経済的損失を被るリスクです。

また、平均寿命の長期化（長生き）により、老後に十分な生活資金を確保できず、生存中に資金が枯渇してしまうかもしれないという「長生きリスク（生存リスク）」もあります。これらは事故が突然起こるといったリスクではありませんが、高齢社会における大きなリスクとなっています。



デジタルテキスト 010

② 物的リスク

物的リスクは、火災や爆発、盗難、風水害、地震等によって、住宅・家財や店舗、工場、機械、商品などの財物に損害が発生し、個人や企業等が経済的損失を被るリスクです。

これらの中には、火災で焼失した建物の再築中に臨時に生じる費用など、物的損害に伴って発生する「費用リスク」や、店舗に火災が発生したため長期間にわたって休業を余儀なくされた結果、利益が減少する「休業リスク」も含まれます。



デジタルテキスト 011

③ 賠償責任リスク

賠償責任リスクは、自動車事故等により他人を死傷させたり、他人の財物を損壊させたりすることによって賠償責任義務を負い、個人や企業等が経済的損失を被るリスクです。



参考 損害と損失

「損害」とは、事故などによって対象物が物理的影響を被ることをいい、「損失」とは、損害を被った結果、その対象と一定の関係がある人に与える経済的影響のことをいいます。

デジタルテキスト 012

(2) 保険の機能

① 一人は万人のために、万人は一人のために

保険制度は、損失を被る可能性のある多くの人々がお金を出し合って大きな共有の準備財産（資金プール）をつくり、実際に災害や事故によって損失を被った人に対して、資金プールをもとに損失を補償する制度です。「一人は万人のために、万人は一人のために」という相互扶助・助け合い・支え合いの精神により成り立っています。

このように万が一の補償のための保険の存在が、家庭生活においては、様々なリスクから自分や家族の生活を守る大切な備えとなります。また、企業経営においても、円滑な企業活動を継続していくうえでの大きな支えとなります。

多くの人々が保険料を出し合い、万が一の場合に保険金を支払う仕組みである保険は、世の中にとって欠かせない機能を果たしています。

デジタルテキスト 013

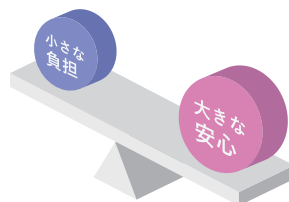
② 小さな負担で大きな安心を得る

わたしたちを取り巻く様々なリスクに対して経済的に備える手段として保険があります。

例えば、ある人が、万が一事故を起こして他人を死傷させた場合、高額な損害賠償金を負担しなければならないこともあります。このとき、加害者が自分は絶対に自動車事故を起こさないという過信から自動車保険に加入していなかった場合、十分な損害賠償金を支払えず、第三者である被害者に多大な迷惑をかけることになります。

したがって、自動車を運転するからには、誰でも他人を死傷させ高額な損害賠償金を負担する可能性（損失を被る可能性）がある、つまり大きなリスクが存在するということを十分に認識し、そのリスクへの備えとして適切な保険に加入することが必要です。

保険は、わたしたちを取り巻くリスク（損失を被る可能性）という不確定な要素を、保険料というコストとして確定させる仕組みです。小さな負担で大きな安心が得られる保険は、様々なリスクに備えるための合理的な方法であり、わたしたちが安心して毎日を送るためには、もはや欠かせないものとなっています。



デジタルテキスト 014

(1) リスクマネジメントの基本

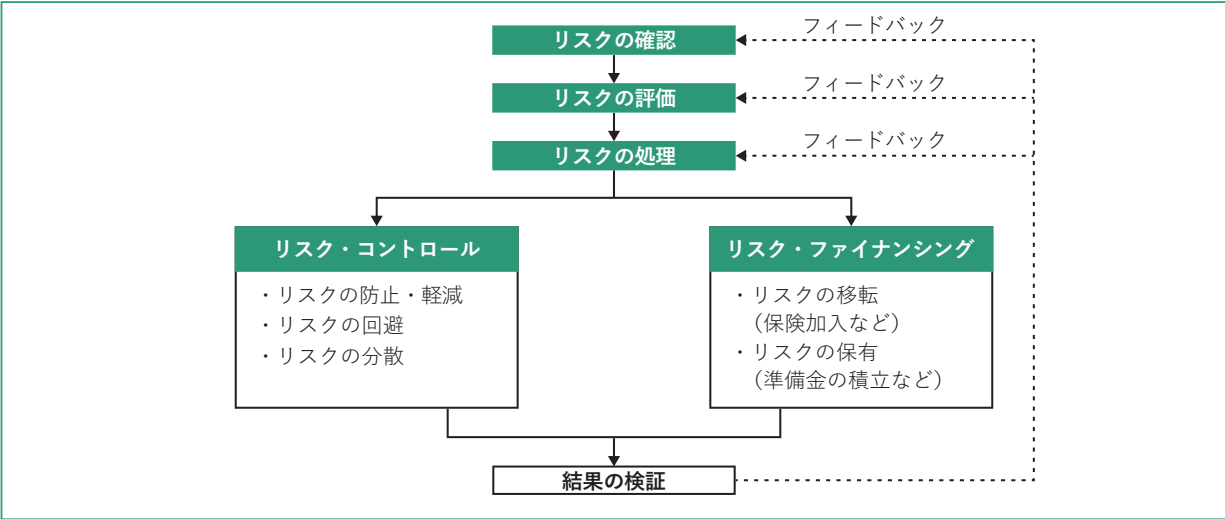
わたしたち個人や企業は、予期せぬ不測の事態に備えて、事前に十分なリスク対策を講じておくことが大切です。

リスク対策の検討にあたっては、まず、家庭生活や事業経営を脅かすリスクにどのようなものがあるかを洗い出し（リスクの確認）、リスクが顕在化した場合、どの程度の損失を被るかを予測（リスクの評価）します。そのうえで、損害額を軽減させたり、事故の発生を回避したりするための予防対策を講じる（リスク・コントロール）とともに、万が一の事故や災害によって損失を被った場合に備え、保険加入など経済的復旧を図るための資金対策を講じます（リスク・ファイナンス）。

このように、日常生活や企業活動で発生する様々なリスクに合理的・効率的に対応する手法をリスクマネジメントといいます。リスクに備えるためには、保険のみならず、事故発生防止など予防対策も併せて講じる必要があること、保険はリスクマネジメントの資金対策（リスク・ファイナンス）のひとつの手法であることを理解する必要があります。

デジタルテキスト 015

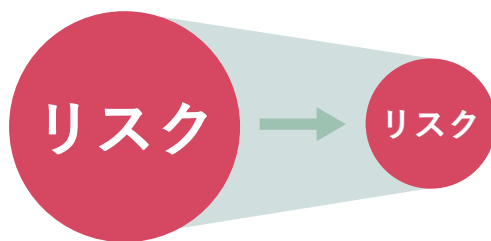
【リスクマネジメントの手順】



デジタルテキスト 016

(2) リスク・コントロール

リスク・コントロールとは、損害の発生を防止し、損害の発生頻度やその規模を最小限に食い止めるための手段のことをいいます。



① リスクの防止・軽減

② リスクの回避

③ リスクの分散

デジタルテキスト 017

① リスクの防止・軽減

リスク・コントロールの基本は、損害の発生を未然に防止する「リスクの防止」と、事故の発生頻度や損害の規模を最小限に抑える「リスクの軽減」です。

「リスクの防止」の例としては、病気にかからないよう規則正しい生活を心掛けて定期健康診断を受けることや、自動車事故を起こさないよう交通法規を守り、安全運転を心掛けることなどがあります。

また、「リスクの軽減」の例としては、消火設備の設置などによって火災の損害の拡大を最小限に抑えるといった対策などがあります。

② リスクの回避

「リスクの回避」とは、危険なことをしない、危険な製品を作らないなど、リスク自体を回避する方法です。

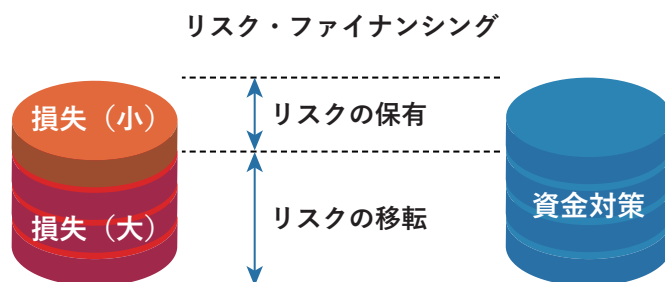
③ リスクの分散

「リスクの分散」とは、商品などを複数の場所に保管するなど、事故が発生した場合の損害を最小限に抑える方法です。

デジタルテキスト 018

(3) リスク・ファイナンスング

リスク・ファイナンスングとは、損害が発生し、結果的に損失を被ったときに必要な資金対策を、あらかじめ講じておくことをいいます。



① リスクの移転

② リスクの保有

デジタルテキスト 019

① リスクの移転

「リスクの移転」とは、リスクを他者に移転し、損害が発生した場合に他者の資金で損害をてん補することをいい、保険はリスク移転のための有効な手段とされます。保険契約者は、一定の保険料を支払って保険会社（他者）にリスクを移転し、損害が発生した場合に保険会社から支払われる保険金によって経済的復旧を図ります。

万が一に備えて貯蓄するという方法もありますが、貯蓄の場合は、それまでに積み立てられた金額だけが復旧に充当されることになり、必ずしも十分とはいえないことがあります。これに対して、保険には、保険に加入した直後に事故が発生しても、損失が補償されるという利点があります。

保険加入にあたっては、様々なリスクに対して、「何を対象にどのような保険に加入するか」「どのくらいの補償が必要か」、さらに「保険料はいくらになるか」を検討し、最も適切な保険を選択することが大切です。

デジタルテキスト 020

② リスクの保有

「リスクの保有」とは、万が一のために自分で準備金を積み立てておき、損害が発生した場合、自己資金で損失をてん補することをいいます。

日常頻繁に発生する小さな損害に備えて保険に加入することは、必ずしも経済的とはいえません。また、偶然性に欠ける損害は一般に保険の対象にはなりません。このため、これらに対しては、リスクを保有する、つまり損失を自己負担で賄うという選択肢が合理的です。

このようにリスク・ファイナンスングにおいては、「リスクの保有」と「リスクの移転」とのバランスをとることが大切となります。

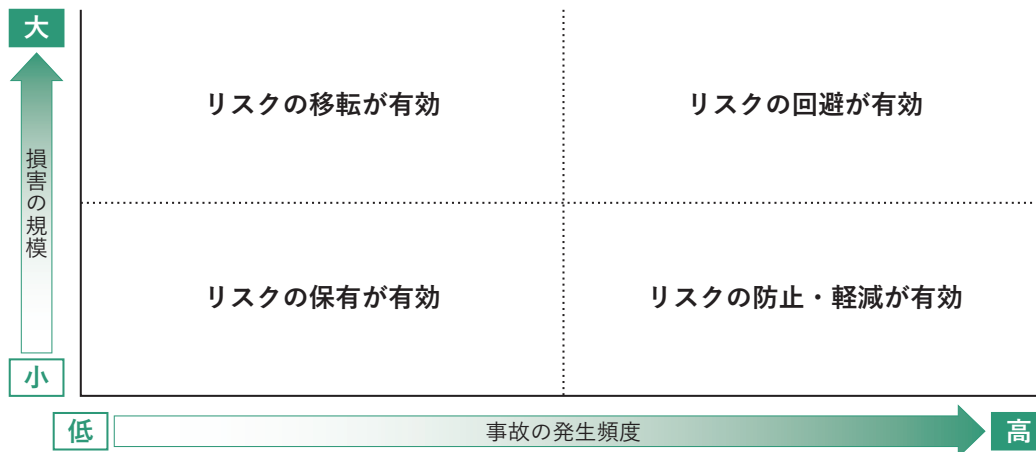
デジタルテキスト 021

(4) リスクマップの活用

リスクマップは、横軸を「事故の発生頻度（高低）」、縦軸を事故が発生した場合に想定される「損害の規模（大小）」として、リスクの評価（事故の発生頻度と損害の規模との関係）を4つに分類したものです。

一般的には、4つに分類された様々なリスクについて、事故の発生頻度が高く、損害の規模が大きいリスクに対しては「リスクの回避」、事故の発生頻度が低く、損害の規模が大きいリスクに対しては「リスクの移転」、事故の発生頻度が高く、損害の規模が小さいリスクに対しては「リスクの防止・軽減」、事故の発生頻度が低く、損害の規模が小さいリスクに対しては、「リスクの保有」を選択することが、有効な方法といわれています。

【リスクマップ】（例）



このように、リスクマップを活用することによって、大まかなリスク対策を検討することができます。

1-3 保険の分類

第3節の
学習時間およそ
6分

(1) リスクに応じた保険

わたしたち個人や企業を取り巻くリスクは、前述のとおり、「人的リスク」「物的リスク」「賠償責任リスク」など様々です。リスクマネジメントを行うことで、様々なリスクに対して合理的・効率的に対応することができますが、その有効な手段のひとつとして保険があります。

デジタルテキスト 023

(2) 公的保険と私的保険

保険は、国や地方公共団体など法律で定められた機関が公的な政策を実現するための手段として行う「公的保険」と、民間保険会社の取り扱う「私的保険」に大別することができます。

このうち、私的保険は、自助努力に基づく私的補償部分を民間保険会社等が担っているもので、公的保険を補完、代替（だいたい）する機能を果たしています。

リスクの区分	公的保険・制度	私的保険
人的リスク	社会保険制度（医療保険、介護保険、年金保険、労働保険）等	生命保険 自動車保険（傷害保険） 傷害疾病保険 等
物的リスク	地震保険 注1 被災者生活再建支援制度 注2 等	火災保険 動産保険、工事保険 自動車保険（車両保険）等
賠償責任リスク	自賠責保険（強制保険） 注3 等	賠償責任保険 自動車保険（対人・対物賠償責任保険）等

注1 地震保険（P.090参照）は、損害保険会社の火災保険に付帯（セット）して契約するという意味では私的保険に分類されますが、法に基づき政府と損害保険会社が共同で運営する公共性の高い保険であるため、ここでは公的保険に分類しています。

注2 被災者生活再建支援制度（P.380参照）は、保険制度ではありませんが、自然災害による被災者の生活再建の支援を行うという意味で、ここでは公的保険に分類しています。

注3 自賠責保険（P.078参照）は、民間保険会社が運営するという意味では私的保険に分類されますが、ここでは法に基づく強制加入により、交通事故の被害者を救済するという意味で公的保険に分類しています。



参考

補償と保障

損害保険では、損害に対して保険金を支払うことを「損害のてん補」または「損害の担保」といいますが、わかりやすい言葉として「補償」と呼んでいます。一方、生命保険では、万が一のときに保険金を支払うことを「保障」と呼んでいます。

「補償」には、損害を償うという意味合いがあり、「保障」には、万が一のときに本人や家族の生活を守るといった意味合いがあります。

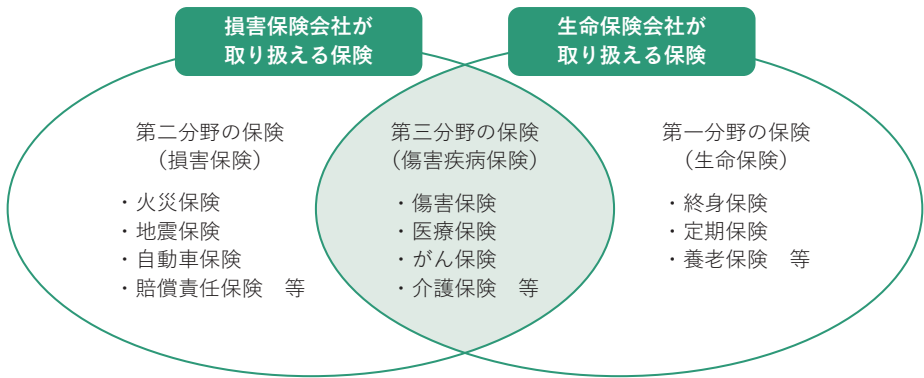
デジタルテキスト 024

(3) 私的保険の分類

① 保険業法における分類

保険業法では、次のとおり私的保険を「第一分野の保険（生命保険）」「第二分野の保険（損害保険）」「第三分野の保険（傷害疾病保険）」の3つに大別しています。

このうち、第一分野の保険は生命保険会社が、第二分野の保険は損害保険会社に取り扱うことができます。また、第三分野の保険は、第一分野・第二分野の保険と異なり、損害保険会社および生命保険会社のいずれでも取り扱うことができます。



② 保険法における分類

保険法では、保険契約を次のとおり分類しています。保険業法と異なり、傷害疾病保険のうち、損害てん補方式の保険契約を傷害疾病損害保険契約として、傷害疾病定額保険契約から切り離して、損害保険契約のカテゴリーに含めています。

保険契約の分類	定義	(参考) 保険業法上の分類
損害保険契約	「偶然の事故」によって損害が発生した場合、実際の損害額に応じて、保険金額を限度に保険金が支払われるものです。	第二分野の保険
傷害疾病 損害保険契約	損害保険契約のうち、被保険者が傷害疾病によって生じた介護費用等の負担や所得喪失などの損害を被った場合、保険金額を限度に損害額に応じて保険金が支払われるものです。	第三分野の保険
傷害疾病 定額保険契約	被保険者の傷害疾病による死亡・後遺障害や入院・通院等の給付事由が発生した場合、生命保険契約と同様に、契約時に定めた金額が保険金として「定額給付」されるものです。	
生命保険契約	被保険者が死亡した場合、または保険期間満了まで生存していた場合（傷害疾病定額保険契約に該当するものを除きます）、契約時に定めた金額が保険金として「定額給付」されるものです。	第一分野の保険

第2章 損害保険の社会的役割

デジタルテキスト 027

1-1 損害保険の社会的役割

第1節の
学習時間およそ
9分

(1) 損害保険の社会的役割

わたしたちの日常生活や企業活動には、様々なリスクが潜んでいます。保険会社は、これらのリスクに対応する各種の保険商品を販売しています。

損害保険は、個人や企業に対して、万が一の場合の補償を提供することにより、次のとおり社会的に大きな役割を果たしています。

① 経済社会の
安定化・活性化② 被害者や被災者の
救済③ 事故・損害の防止・軽減
(社会的損失の低減)

デジタルテキスト 028

① 経済社会の安定化・活性化

損害保険は、日常生活を送る個人や企業活動を行う企業に対して補償機能を提供し、リスクに対する経済的損失のおそれをなくしたり減らしたりすることにより、経済社会を安定化・活性化させる役割を果たしています。

リスクという不確実さは、わたしたちの日常生活や企業活動における将来の不安・心配のひとつではありますが、一方で将来に向かって様々な可能性が開けているという期待・安心の裏返しでもあります。損害保険は、リスクへの備えを提供することで、日常生活や企業活動の新たな取組み（挑戦・成長）を後押し・下支えするインフラであるともいえます。

デジタルテキスト 029

② 被害者や被災者の救済

損害保険は、交通事故の被害者や自然災害の被災者を経済的な補償によって救済する役割を果たしています。

例えば、自動車保険の対人賠償責任保険は、被保険者（加害者）の損害賠償責任の負担による損害をてん補すること（加害者の賠償資力の確保）を通じて、被害者が十分な損害賠償を受けられるようになり、間接的に被害者を救済する役割を果たしています。

デジタルテキスト 030

③ 事故・損害の防止・軽減（社会的損失の低減）

損害保険は、補償機能の提供のみならず、交通事故の防止や自然災害の減災・防災の取組みを通じて、社会的損失を低減させる役割も果たしています。損害保険は損失を補償するものですが、事故や損害の発生防止・軽減と表裏一体の関係にあるといえます。

例えば、自動車保険では、保険事故歴に応じて保険料を決める制度（保険事故歴の有無などにより保険料の割増・割引を適用する仕組み）とすることで、運転者の事故発生防止への動機付けを図っています。

デジタルテキスト 031

（2）損害保険市場の概況

ここでは、2024（令和6）年度におけるわが国の損害保険市場について概観します。

元受正味保険料（もとうけしょうみほけんりょう）[▲注1](#) は前年度に比べ4.3%増加しました。一方、正味支払保険金（しょうみしはらいほけんきん）[▲注2](#) は前年度に比べ4.5%増加しました。

① 保険料

② 保険金

③ 損害保険会社数

[▲注1](#) 元受正味保険料とは、元受収入保険料（保険契約者との直接の保険契約に係る収入）から諸返れい金（積立保険の満期返れい金を除きます）を控除したものをいいます。

[▲注2](#) 正味支払保険金とは、保険契約者（再保険契約者を含みます）に支払った保険金から再保険により回収した再保険金を控除したものをいいます。

デジタルテキスト 032

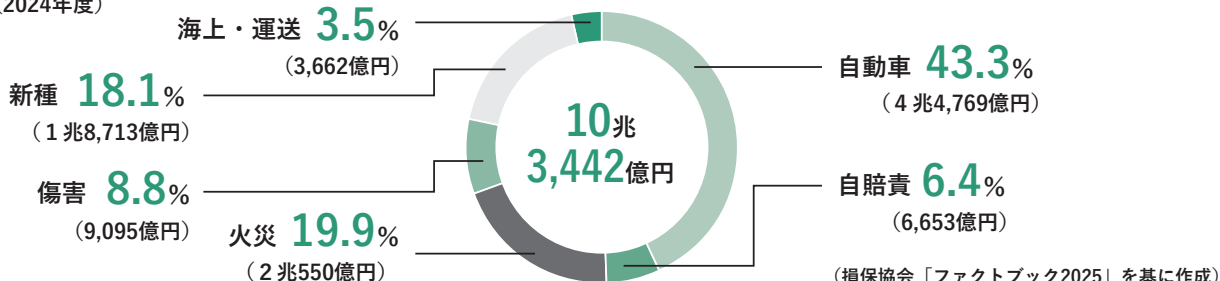
① 保険料

2024（令和6）年度における損保協会会員会社の全保険種目合計の保険料（元受正味保険料）は、対前年度比4.3%増の10兆3,442億円となっています。

【元受正味保険料の種目別構成比】

（数値は損保協会会員会社ベース）

（2024年度）



デジタルテキスト 033

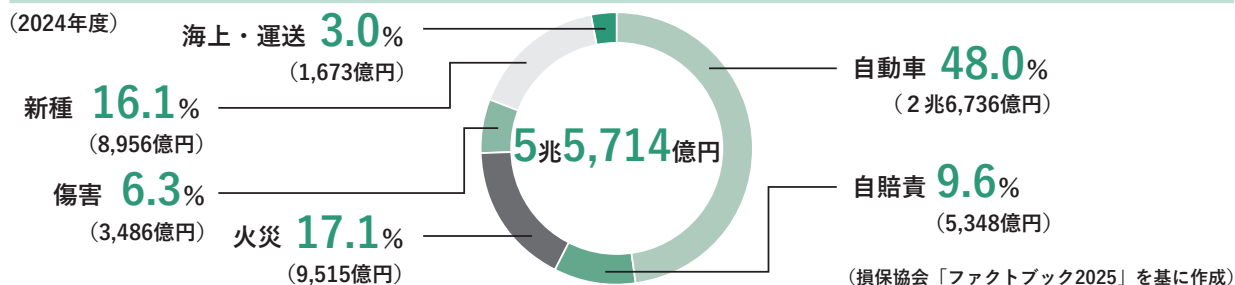
② 保険金

2024（令和6）年度における損保協会会員会社の全保険種目合計の保険金（正味支払保険金）は、対前年度比約4.5%増の5兆5,714億円となっています。

なお、自然災害による保険金の支払額は、年度により大きく変動するという特徴があります。

【正味支払保険金の種目別構成比】

（数値は損保協会会員会社ベース）



デジタルテキスト 034

③ 損害保険会社数

2025（令和7）年7月1日現在、日本で営業している損害保険会社数は、次のとおり57社です。

	元受および再保険業	再保険専業	船主責任保険専業	合計
国内損害保険会社	32社	3社	—	35社
外国損害保険会社	10社	6社	6社	22社

（損保協会「ファクトブック2025」を基に作成）

デジタルテキスト 035



参考

損害保険業界における団体

損害保険に関連する主な団体には、次のものがあります。

- **一般社団法人 日本損害保険協会（略称：損保協会）**

日本国内の損害保険会社を会員とする事業者団体で、損害保険の社会的役割を果たすために、損害保険の基盤整備や、消費者からの意見等に基づく業務品質の向上の取組みを行っています。また、これら事業を通じて、防災・防犯対策、交通安全対策、環境問題に関する取組み等、幅広い活動を行っています。

- **損害保険料率算出機構（略称：損保料率機構）**

「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づいて設立された法人で、火災保険、傷害保険、自動車保険、介護費用保険の参考純率および自賠責保険、地震保険の基準料率の算出を行うとともに、保険統計の作成、情報の収集、調査・研究などの業務を行っています。

- **一般社団法人 外国損害保険協会（略称：FNLIA）**

日本において損害保険業を営むための免許を取得した外国損害保険会社または外国損害保険会社グループが加入している団体で、その保険事業者相互間の緊密な連絡と関係の強化を主な目的としています。

- **損害保険契約者保護機構**

損害保険会社が経営破たんした場合に、破たん損害保険会社の保険契約の移転や保険金支払いに関する資金援助を行うこと等により保険契約者の保護を図っています。

- **一般社団法人 日本損害保険代理業協会（略称：日本代協）**

損害保険代理店を会員とする団体で、代理店に対する教育・研修、代理店の制度・業務に関する調査・研究・提言、損害保険の普及に関する啓発・宣伝、社会貢献活動などの事業を行っています。

- **一般社団法人 日本少額短期保険協会（略称：少短協会）**

少額短期保険募集人の教育・試験、少額短期保険に関する調査・研究、および保険・補償に関する相談事業等を行っています。

- **一般社団法人 日本保険仲立人協会（略称：JIBA）**

保険仲立人制度に関する教育・研修・試験、保険仲立人の登録・届出手続きの援助、および保険仲立人制度普及のための啓発・宣伝等を行っています。

- **公益社団法人 日本損害鑑定協会**

鑑定技能に関する各種研修、調査・研究、資料・情報の収集と提供や、会員間の情報交換・交流事業等を行っています。

- **一般社団法人 全国技術アジャスター協会（略称：全技協）**

アジャスターの登録、試験、基礎研修等、会員に係わる基本業務のほか、会員への技術資料・情報の提供やランク試験対応、研修会、事故車修理費簡易見積りシステムのメンテナンス・データ作成等を行っています。

1 ② -2 代理店（保険募集人）の社会的役割

第2節の
学習時間およそ
6分

(1) 代理店（保険募集人）の役割

損害保険の販売の担い手の中心は代理店（保険募集人）であり、代理店（保険募集人）は、損害保険を広く世の中に普及させるという非常に重要な役割を担っています。

保険販売においては、インターネット販売をはじめとして販売方法が多様化していますが、形のない商品といった保険商品の特性や、安心・安全に対する消費者の意識の高まりといった変化を踏まえると、消費者と直接的な接点を持つ代理店（保険募集人）の役割の重要性はますます高まっていくといえます。

① 消費者への 保険商品・サービスの提供

② リスクコンサルティングを通じた 安心の提供

デジタルテキスト 036

① 消費者への保険商品・サービスの提供

代理店（保険募集人）は、保険会社の委託を受け、保険会社に代わって様々な保険商品・サービスを消費者に提供（販売）するという重要な役割を担っています。

保険商品の販売は、一般的な物品販売と異なり、商品を店舗に陳列しておけばよいという性質のものではなく、代理店（保険募集人）が契約見込客の発掘から始め、その顧客の意向を確認したうえで保険加入の勧誘を行い、リスク状況に見合った契約条件と保険料を提示するという一連のプロセスを経て初めて契約締結に至ります（P.252参照）。

契約締結後も、保険契約の契約内容変更（異動）・解約（P.304参照）や満期管理（P.309参照）などのメンテナンスや、事故対応（P.312参照）などのアフターフォローが大切です。

デジタルテキスト 037

② リスクコンサルティングを通じた安心の提供

保険商品は形のない商品であることから、代理店（保険募集人）の役割は非常に重要です。代理店（保険募集人）は、家庭生活や企業活動を取り巻く様々なリスクを的確に把握したうえで、多様化する顧客のニーズに応えるために、様々な情報をきめ細かく提供し、適切な保険商品の選択が行えるよう助言していくこと、つまりリスクコンサルティングを通じて安心を提供していくことが大切です（P.333参照）。

消費者にとって、損害保険の「入口」となる代理店（保険募集人）は、安心して生活するための相談相手として重要な存在であり、その期待に応えるべく役割を発揮することが求められます。

そのため、代理店（保険募集人）は、保険業法によって登録・届出を行うことが定められており（P.119参照）、また、損保協会の運営する試験制度等を通じて、保険募集を行うにあたっての適切な教育が実施されています。

デジタルテキスト 038

(2) 代理店（保険募集人）の職業倫理

「職業倫理」とは、自らの仕事を通じて社会的な役割や責任を果たすため、職業人としての行動を律する基準や規範のことをいいます。言い換えれば、それぞれの仕事において、「何を目標として、どのように働くか」ということです。

代理店（保険募集人）は、プロフェッショナルとして、次のような「職業倫理」を持って、消費者や社会からの期待に応えていく必要があります。

① 高い志

② 高い倫理観

③ 高い信頼感

デジタルテキスト 039

① 高い志

保険は、万が一の場合の損失を補償する機能を有しており、わたしたちの日常生活や経済活動を支える基盤としての役割を担っています。そのため代理店（保険募集人）は、保険の社会的役割や公共性を強く認識し、高い志を持ち続けることが大切です。

② 高い倫理観

代理店（保険募集人）は、自己の職業が持つ社会性や公共性に深い自覚を持ち、顧客に対して、保険商品のみならず、危険や災害から身を守るための様々な情報を提供することによって、頼りがいのある良き相談相手となることが重要です。そのため代理店（保険募集人）は、高い倫理観を持ち、顧客や地域社会のリスクコンサルタントとしての役割を果たせるよう日頃から心掛ける必要があります。

デジタルテキスト 040

③ 高い信頼感

保険は「保険事故が発生した場合に保険金を支払う」ことを約束するものです。そのため、代理店（保険募集人）が顧客の意向やニーズを的確に把握・喚起し、そのニーズに応じた保険商品を提供することが重要です。そのため代理店（保険募集人）が顧客から高い信頼を得ることが何よりも重要といえます。

保険は事故時に効用を得られるものであることから、契約締結後の契約内容の見直しや万が一の事故の際の対応などのフォローアップを通じて、中長期的な視点からも顧客との信頼関係を築いていけるよう日頃から心掛ける必要があります。

デジタルテキスト 041

(3) 不適切な保険金請求の防止

保険金の不正請求は、計画的で極めて悪質なもののだけでなく、「ほんの出来心」や、「顧客のためになる」といった誤った考え方から起こしてしまうものまで様々です。一度不正請求を行うと、「どうせ発覚することはない」と感覚が麻痺し、何度も繰り返すようになってしまうこともあります。

消費者にとって損害保険の「入口」となる代理店（保険募集人）は、損害保険制度の維持・安定のために、保険金不正請求の防止に取り組むことも重要です（P.345参照）。





(1) 損害保険の募集形態

損害保険の募集形態は、次のとおり、

① 代理店扱
(だいいりてんあつかい)

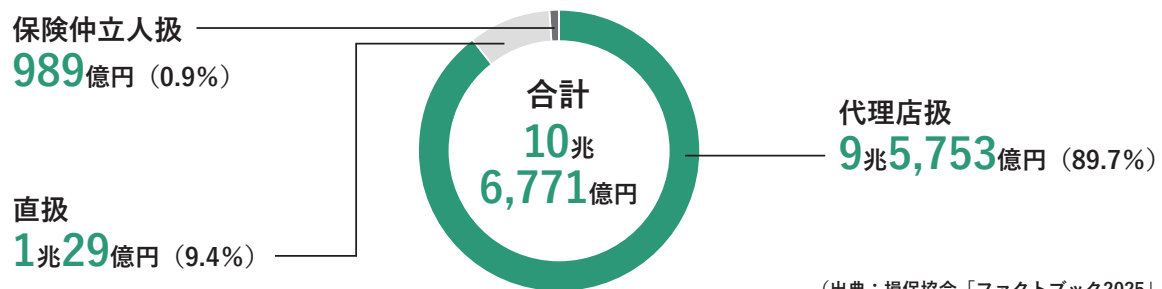
② 直扱
(ちよくあつかい)

③ 保険仲立人扱
(ほけんなかだちにんあつかい)

に大別することができます。

【募集形態別元受正味保険料割合】(2024年度)

(数値は国内会社・外国会社合計)



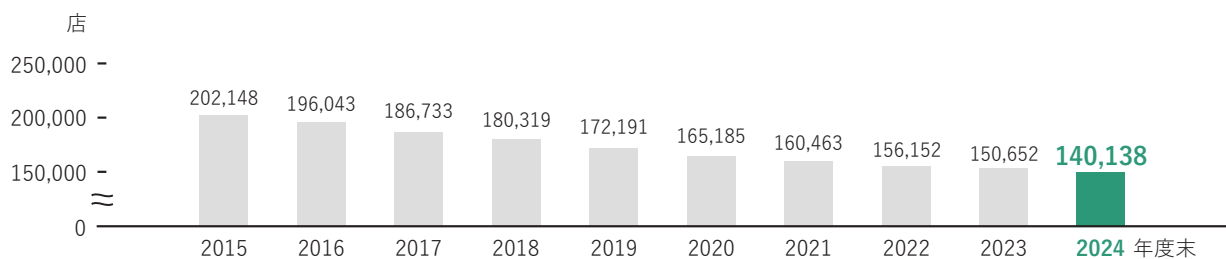
デジタルテキスト 043

① 代理店扱

損害保険代理店を通じて行われる募集形態で、損害保険販売の大部分は、この形態が担っています。

【損害保険代理店数の推移】 注

(数値は国内会社・外国会社合計)



(損保協会「ファクトブック2025」を基に作成)

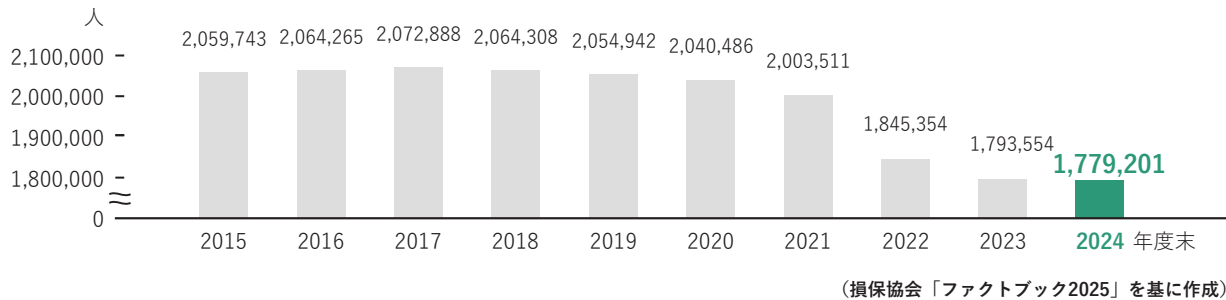
注 過去10年間を見ると、損害保険代理店の大型化や廃止・統合が進んだため、代理店数が減少したものと推測されます。

デジタルテキスト 044

【損害保険の募集従事者数の推移】

▲注

(数値は国内会社・外国会社合計)



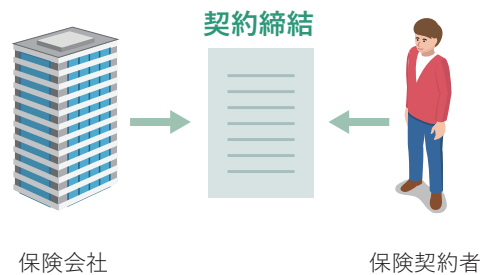
▲注 募集従事者数は、2010年度末の217万3,600人が最多です。

デジタルテキスト 045

② 直扱

損害保険会社の役職員が直接募集する形態です。直扱のうち、直販社員・営業職員は、保険代理店と活動実態が同じですが、保険会社と雇用関係にあり、保険会社の直接の指揮・監督に従って販売活動を行います。▲注

近年、自動車保険や医療保険などのニーズ顕在型の商品の販売を中心に、保険のインターネット販売が積極的に展開されています。これは、保険代理店、直販社員、保険仲立人を介さずに、テレビ広告、インターネット、郵送、コールセンターなどを組み合わせた保険の販売方法であり、これらも直扱に分類されます。



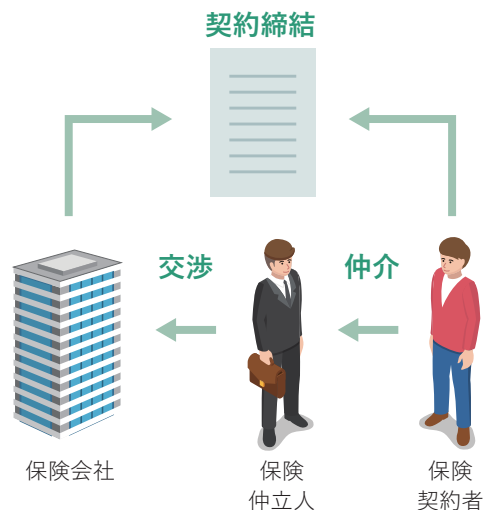
▲注 直販社員のうち、損害保険の代理店研修生は、損害保険会社に雇用され、研修期間中に教育を受けながら代理店としての営業基盤を確立し、研修修了後には、その保険会社の専属代理店またはその代理店の従業員となるのが一般的です。

デジタルテキスト 046

③ 保険仲立人扱

保険仲立人（保険ブローカー）を通じて行われる募集形態です。保険仲立人は、保険契約者の委託を受け、保険契約者と保険会社の間に立って、保険契約締結の媒介をする者です。

保険仲立人の役割は、リスクマネジメント・保険に関する専門知識と保険マーケットに関する豊富な情報をもとに、顧客のリスクに対応した最適な保険を、できるだけ有利な条件で手配できるよう保険会社を選定し、保険会社と契約条件や保険料の交渉を行うことです。

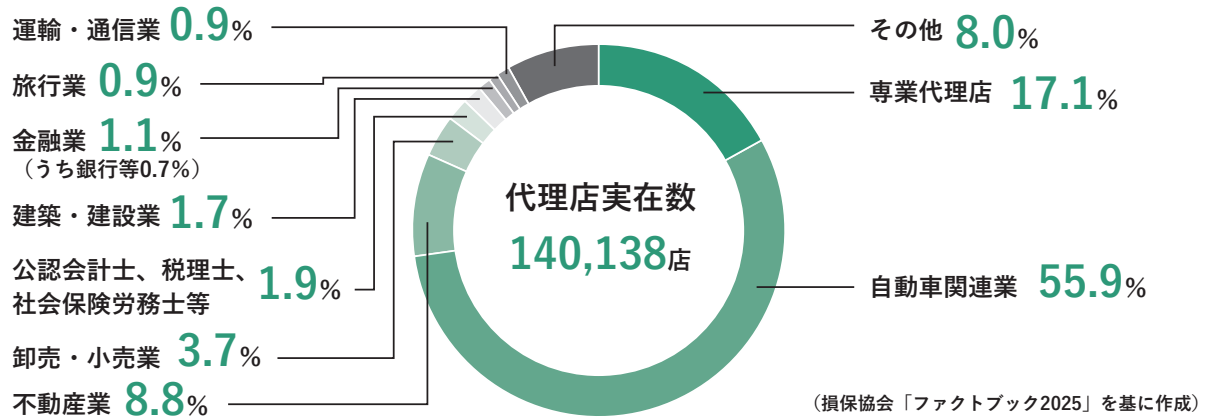


デジタルテキスト 047

(2) 損害保険の販売チャネル

損害保険代理店といっても、その規模（取扱保険料）、対象マーケット、取り扱う保険商品、組織体制、活動実態などは様々です。

【チャネル別の代理店数の構成比】（2024年度）



参考

損害保険が契約できるお店・場所について

損害保険契約ができるお店・場所の種類	
保険商品の販売を専門に行う代理店（専門代理店）	
専門代理店以外の代理店（兼業代理店）	自動車関連業（自動車販売店、自動車整備工場）
	不動産業（賃貸住宅取扱会社、住宅販売会社）
	卸売・小売業（自動車関連業を除きます）
	公認会計士、税理士、社会保険労務士等
	建築・建設業
	金融業（銀行等、銀行等の子会社、生命保険会社、消費者金融会社）
	旅行業（旅行会社、旅行代理店）
	運輸・通信業
その他（製造業、サービス業等）	

（損保協会「ファクトブック2025」を基に作成）

第3章 保険の仕組み

デジタルテキスト 049

1 3 -1 保険の原理・原則

第1節の
学習時間およそ
2分

保険制度は、多くの人々がお金を出し合って大きな共有の準備財産（資金プール）をつくり、事故や災害など万が一の場合に、資金プールの中からまとまったお金を出して、損失を補償する制度です。

この制度により、それぞれの人々が万が一に備えて多額の貯蓄をしなくても、保険によって、大きな安心を得ることができます。

このように、保険制度は、「一人は万人のために、万人は一人のために」という相互扶助の精神によって成り立っています。

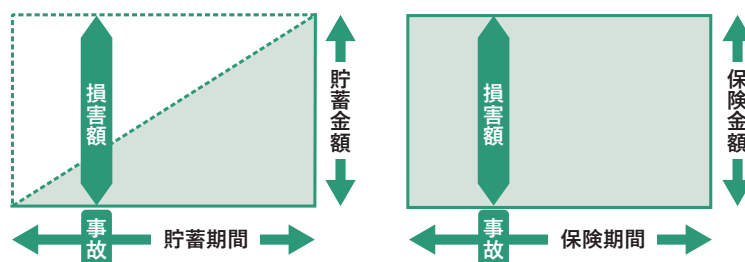


参考 貯蓄は三角、保険は四角

リスクに備えるという意味で貯蓄と保険は類似しています。しかし、貯蓄には、貯めたお金を様々な用途に利用できるという利点がある一方で、貯めた金額までしか利用できないという限界があります。また、対人賠償事故のように、突然、多額の出費が必要となる事故の加害者となった場合に、すぐには十分な対処ができません。言い換えれば、貯蓄は、最初はゼロであったものから、コツコツと貯めて貯蓄金額を増やしていき、その貯蓄額の範囲で補償を得るものです。

これに対して、保険は貯蓄と異なり、補償する額に比べて少額な保険料を負担すれば、たとえ加入直後に事故が発生して経済的打撃を受けても、すぐに補償が得られます。また、保険期間が続く限り、その補償も続いていきます。

このように、貯蓄と保険における期間と補償範囲の関係を比較して「貯蓄は三角、保険は四角」と例えられます。



デジタルテキスト 050

1 3 -2 保険料（率）の仕組み

第2節の
学習時間およそ
9分

(1) 基本原則

保険は、一人ひとりにとっては偶然な事故であっても、大量に観察することによって、全体として事故の発生頻度や損害の規模がどの程度になるかを確率的に予測できるという「大数の法則」を応用した仕組みです。

また、近代的な保険制度では、保険が合理的で公平な相互扶助制度となるように、保険料は、保険会社の収入総額と支出総額とが等しくなるよう定められ（収支相等の原則）、さらに被保険者や保険の対象（保険の目的物）の危険度に応じて算定されています（公平の原則（給付・反対給付均等の原則））。

これら「大数の法則」「収支相等の原則」「公平の原則（給付・反対給付均等の原則）」という3つの考え方が、保険の基本原則といわれています。

① 大数の法則

② 収支相等の原則

③ 公平の原則（給付・反対給付均等の原則）

デジタルテキスト 051

① 大数の法則

サイコロを1回だけ振った場合には、1～6のどの数が出るかはわかりません。

しかし、100回、1,000回と振ると、それぞれの目の出る回数の比率は6分の1に近づいていきます。このように、数少ない経験では何の法則もないようなことでも、数多くの経験を集めると、一定の法則を見いだせることがあります。これを「大数の法則」といいます。

この法則により、例えば、10万人の人を集めると1年間に10万人のうち何人くらいが死亡するか、10万軒の住宅を集めると1年間に10万軒のうち何軒くらいが焼失するか、という事故発生確率を推定することができます。

保険制度は、この大数の法則を基礎としており、多くの人々が保険に加入することが前提となります。



デジタルテキスト 052

② 収支相等の原則

多くの保険契約の中には、契約締結後に被保険者が死亡したり、保険の対象に火災が発生したりしたため、保険会社が所定の保険金を支払わなければならない場合もあれば、満期まで保険事故が発生しなかったため、全く保険金が支払われなくて保険契約が終了する場合があります。このように、個々の保険契約でみれば、保険料と保険金のバランスは保たれません。

そこで、保険制度においては、保険契約者が保険会社に払い込む保険料のうち、保険金に充当される純保険料（P.055参照）の総額と、実際に保険会社が支払う保険金の総額とが等しくなるようにして、保険契約全体で収支バランスを保つ必要があります。これを「収支相等の原則」といいます。



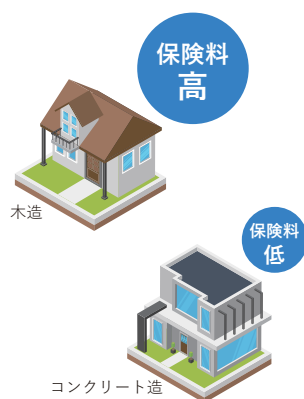
デジタルテキスト 053

③ 公平の原則（給付・反対給付均等の原則）

保険には、被保険者や保険の対象（保険の目的物）の危険度の異なる様々な人々が加入しているため、全員が同じ保険料では不公平が生じます。例えば、高齢者は若い人よりも死亡率が高く、木造建物は鉄筋コンクリート建物よりも火災の発生率や損傷度が高くなっています。

そこで、保険料は、保険による補償の対価として、危険度の高低を反映して決めています。これを「公平の原則（給付・反対給付均等の原則）」といいます。

例えば、火災保険では、公平の原則により、建物の所在地・構造・用途別の火災発生率・損傷度などに基づいて保険料（率）が算出され、保険の対象（保険の目的物）の危険度に応じた保険料（率）が適用されます。



デジタルテキスト 054

(2) 保険料（率）の構成要素

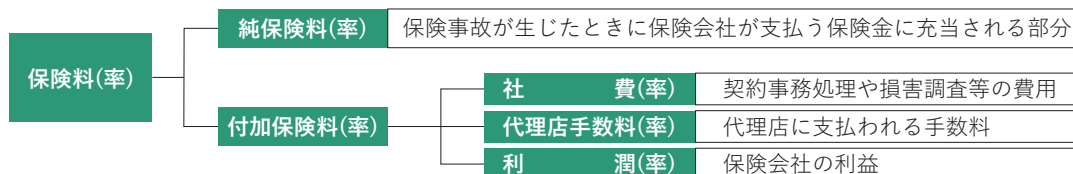
① 純保険料（率）と付加保険料（率）

損害保険の保険料（率）は下図のとおり、「純保険料（率）」と「付加保険料（率）」で構成されています。

このうち「純保険料（率）」は、保険事故の発生頻度や損害額などに関する過去の大量データに基づき算出され、保険事故が発生した場合に保険会社が被保険者または保険金受取人に支払う保険金の原資となります。

一方で、この「純保険料（率）」には保険会社の事務等に係る費用などが含まれていないため、「純保険料（率）」のみで保険会社が事業を営むのは困難となります。そこで、契約事務処理、損害調査等の事業を運営するために必要な費用（社費）や代理店に支払う手数料（代理店手数料）、保険会社の利益（利潤）などに充当するため、「付加保険料（率）」が必要となります。

【保険料(率)の構成】



デジタルテキスト 055

② 代理店手数料（率）

付加保険料（率）のうち、代理店手数料（率）とは、保険会社が委託業務の遂行に対する対価として代理店に支払う手数料（率）のことをいいます。通常、代理店が取り扱った保険契約の収入保険料に対し、保険会社と約定（やくじょう）した割合で代理店手数料が支払われます。



参考

参考純率と基準料率

損保料率機構（P.035参照）が算出する損害保険料率は、「参考純率」と「基準料率」とに分類され、いずれも内閣総理大臣（金融庁長官に委任）に認可申請または届出が必要です。なお、参考純率および基準料率は毎年検証が行われており、その結果を踏まえて改定の要否等が判断されています。各損害保険会社では、損保料率機構における料率の検証結果等も踏まえ、保険料（率）の改定を検討することになります。

① 参考純率

自動車保険、火災保険、傷害保険および介護費用保険の保険料率については、損保料率機構が会員会社から報告された大量のデータに基づいて「参考純率」を算出し、これを会員会社である損害保険会社に提供します。各損害保険会社は、提供を受けた参考純率および自社データに基づき「純保険料率」を算出するとともに、これに「付加保険料率」を加算して保険料率を算出し、内閣総理大臣（金融庁長官に委任）に認可申請または届出を行います。

（注）「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」報告書を踏まえ、保険市場全体の効率化や保険会社の商品開発能力の向上等に向けて、参考純率の算出を行うことができる保険の種類として、賠償責任保険、事業活動損害保険、労働者災害補償責任保険、動産総合保険、ペット保険の5つが新たに追加されました。（2025〈令和7〉年8月29日施行の損害保険料率算出団体に関する内閣府令および金融庁告示第88号）

② 基準料率

自賠責保険と地震保険の保険料率については、損保料率機構が純保険料率および付加保険料率を算出し、内閣総理大臣（金融庁長官に委任）に届出を行わなければなりません。これを「基準料率」といいます。会員会社である損害保険会社は、基準料率の使用届出を行うことにより、その基準料率を自社の保険料率として使用することができます。

1 3 -3 保険契約の基礎

第3節の
学習時間およそ
24分

(1) 保険契約とは

① 保険契約とは

契約とは、当事者間の「申込み」と「承諾」という2つの意思表示が合致することにより成立する法律行為をいいます。言い換えれば、「拘束力のある約束」「責任・義務を伴う約束」ともいえます。

保険契約とは、保険会社が「保険事故が発生した場合に保険金を支払うこと」を約束し、保険契約者が「その対価として保険料を支払うこと」を約束する契約をいいます。

保険法では、保険契約を、「当事者の一方が一定の事由が生じたことを条件として財産上の給付を行うことを約し、相手方がこれに対して当該一定の事由の発生の可能性に応じたものとして保険料を支払うことを約する契約」と定義しています（保険法第2条第1号）。

デジタルテキスト 057

② 保険契約の成立

日用品や自動車、住宅の購入など、一般の売買契約は、買主と売主の合意に基づいて成立します。このような当事者の意思表示だけで成立する契約を「諾成契約（だくせいけいやく）」といいます。保険契約も、保険契約者が申込みの意思表示を行い、保険会社が承諾することによって成立する「諾成契約」です。

実務上は、保険契約者が保険会社の作成した「保険契約申込書」に所定の事項を記載して契約を「申し込み」、保険会社が契約の引受けを「承諾」することによって成立します。

保険契約が成立すれば、保険契約者は「保険料の支払義務」を負い、保険会社は、保険事故が発生した場合における「保険金の支払義務（保険給付義務）」を負います。

代理店（保険募集人）は、通常、代理店委託契約書（P.107参照）に基づき、「保険契約の締結権（締結の代理権）」が与えられているため、保険契約者と代理店（保険募集人）が保険契約を締結すれば、保険契約は有効に成立します。

デジタルテキスト 058

③ 保険証券の交付義務

保険契約が成立すると、保険会社は、遅滞なく、保険契約者に対して、保険者（損害保険会社）名、保険契約者名、被保険者名、保険事故、保険期間や保険金額など保険法で定められた契約事項を記載した「保険証券」**【注】**を交付しなければなりません。

保険証券は、法律上の有価証券ではありませんが、保険契約の成立について証拠となり得る証拠証券としての性格を有しています。

保 険 証 券

【注】 保険証券は、保険約款（ほけんやっかん）に規定することにより、保険会社のホームページ等で閲覧できる「WEB証券」などの電磁的方法により発行することもできます。

デジタルテキスト 059

④ 保険契約の当事者等

保険契約には、契約の当事者である保険者と保険契約者のほか、関係者である被保険者と保険金受取人がいます。

なお、保険契約者、被保険者、保険金受取人は、個人（自然人）に限らず、法人でも構いません。

a. 保険者

保険者（ほけんじゃ・ほけんしゃ）とは、保険金支払いの対象となる事故（保険事故）が生じた場合に、保険金の支払義務を負う者のことをいい、保険会社がこれに当たります。

b. 保険契約者

保険契約者とは、保険会社に自分の名前で保険契約の申込みを行い、保険契約を締結し、保険料の支払義務を負う者のことをいいます。

c. 被保険者

損害保険契約における被保険者（ひほけんしゃ・ひほけんじゃ）とは、保険事故の発生によって経済的損失を被る可能性のある者のことをいいます。

例えば、建物の火災保険契約における被保険者は、建物が火災によって焼失した際に経済的損失を被る建物の所有者となります。被保険者は、保険事故による損害が発生した場合、保険金を受け取る権利を有します。

一方、傷害疾病定額保険契約における被保険者とは、傷害疾病により保険金支払いの対象となる者のことをいいます。この場合は、必ずしも損害保険契約のように、被保険者が保険金を受け取る権利を有することを意味していません。

d. 保険金受取人

保険金受取人とは、傷害疾病定額保険契約において、保険金を受け取るべき者のことをいいます。

例えば、傷害疾病定額保険契約のうち傷害保険では、被保険者は、死亡保険金を除いた、後遺障害、入院、手術、通院などの保険金受取人となりますが、死亡保険金受取人は、被保険者とは別に定めるのが一般的です。

【保険契約の基本的な用語】

ここでは、保険契約の基本的な用語について説明します。

保険金	保険事故により損害が生じた場合、保険契約に基づいて保険会社が被保険者または保険金受取人に支払う金銭のことをいいます。
保険金額	保険契約において設定する契約金額のことをいいます。保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額のことであり、保険契約者と保険会社との契約によって定められます。
保険料	被保険者の損害を補償するための対価として、保険契約者が保険契約に基づいて保険会社に支払う金銭のことをいいます。
保険料率	保険金額に対する保険料の割合のことをいいます。火災保険や傷害保険（死亡・後遺障害）などでは、「保険期間1年、保険金額1,000円につき、〇円」というように表示されます。
保険期間	その期間内に保険事故が生じた場合、保険会社が保険金支払義務を負う期間のことをいいます。損害保険契約では、保険期間の多くは1年で、初日の午後4時に始まり、末日の午後4時に終了します。
保険事故	保険契約において、保険約款上、保険会社が一定の要件のもとに被保険者に対して保険金を支払うことを約束した事故（保険金支払いの対象となる事故）のことをいいます。
保険の対象	損害保険契約において、保険事故によって損害が発生する可能性のある保険契約の対象のことをいいます。 例えば、火災保険における建物・家財や、任意の自動車保険（車両保険）における自動車などがこれに当たります。
免責事由 (めんせきじゅう)	保険約款に定められた保険金が支払われない事由のことをいいます。 例えば、火災保険契約では、火災によって生じた損害であっても、地震・噴火・津波による損害は、免責事由に掲げられ保険金が支払われません。

※「保険用語の解説」（P.408参照）も併せて参照してください。

(2) 保険約款とは

① 保険約款とは

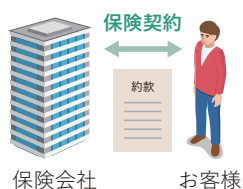
保険契約は、保険会社と多くの保険契約者との間で取り交わされるため、保険契約者一人ひとりと個別に契約内容を決定することは実務上困難であり、また保険契約者間の公平性を保つことができません。

そこで、保険会社は、契約締結の円滑化を図るために、通常、保険契約の内容や条件などを定型的に定めた契約条項をあらかじめ作成しています。この契約条項のことを「保険約款」**▲注**といい、これに基づき保険契約が締結されます。

保険約款には、「保険金が支払われる場合」「保険金が支払われない場合（免責事由）」「保険契約者と保険会社との間の権利・義務」などが記載されており、保険約款は保険商品そのものといえます。

また、保険約款は、一般的な契約内容を定めた「普通保険約款」と、その内容を、変更・追加・削除する「特約」で構成されています。

▲注 保険約款は、保険契約者の承諾により、保険会社のホームページ等で閲覧できる「WEB約款」などの電磁的方法により提供することもできます。



デジタルテキスト 062

a. 普通保険約款

普通保険約款は、保険契約の標準的な内容や、保険会社と保険契約者との間の権利・義務について規定しています。普通保険約款には、一般的に、次のような事項が記載されています。

- (a) 保険金が支払われる場合
- (b) 保険金が支払われない場合（免責事由）
- (c) 支払われる保険金の種類・保険金の算出方法
- (d) 保険契約締結時における保険契約者等の義務（告知義務）
- (e) 保険契約締結後における保険契約者等の義務（通知義務）
- (f) 保険金請求の手続き 等

b. 特約

特約は、普通保険約款に定められた内容を、変更・追加・削除するもので、普通保険約款に優先して適用されます。

なお、特約には、普通保険約款に自動的に付帯（セット）されるものと、保険契約者の申し出により任意に付帯（セット）できるものがあります。

デジタルテキスト 063

② 保険契約を規律する法律

保険契約を規律する一般法として「保険法」があります。保険約款は、契約自由の原則に基づき、保険法の「強行規定」に反しない限り、保険法に優先して適用され、保険約款に規定がない事項については保険法の規定が、保険法に規定がない事項については民法の規定が適用されます。 **▲注**

▲注 強行規定とは、公の秩序に関する規定で、契約当事者がこれと異なった内容を取り決めることができないものをいいます。

また、任意規定とは、契約自由の原則により、契約当事者間の取決めが法律の規定に優先するものをいいます。

参考 消費者の保護

保険約款は保険会社によって作成されますが、保険会社と保険契約者間の公平性を維持し、一般消費者を保護するため、保険約款の新設・改定については、内閣総理大臣（金融庁長官に委任）への認可または届出が必要です。

このような行政面からの規制のほかに、一般消費者を保護する観点から、保険法では、保険法の規定に反する保険約款の規定において、保険契約者、被保険者または保険金受取人に不利なものは無効とする「片面的強行規定（へんめんてききょうこうきてい）」を定めています。ただし、法人その他の団体または事業を行う個人の事業活動に伴って生ずることのある損害をてん補する損害保険契約（傷害疾病損害保険契約を除きます）には、片面的強行規定が適用されません。

デジタルテキスト 064

(3) 保険契約の特性

① 保険契約者・被保険者の義務

一般の売買契約では、買主は、品物の代金さえ支払えば、契約上の義務を果たしたことになります。しかし、保険契約では、その特性により、買主となる保険契約者等に対して、保険料支払義務のほかにも様々な義務を課しています。ここでは、告知義務、通知義務および保険料の支払義務について説明します。

デジタルテキスト 065

a. 告知義務

(a) 告知義務とは

保険会社は、保険契約の締結に際し、保険契約を引き受けるかどうかを決定し、危険度に応じた保険料（率）を算出しなければなりません。保険会社が個々の契約の危険度を詳細に調査することは事実上困難です。

このため、この危険度を最も知り得る立場にある保険契約者または被保険者に対して、契約締結に際し、危険に関する「重要な事項」のうち保険会社が告知を求めた事項（告知事項）について、事実を正確に告知することを義務付けています。これを「告知義務」といいます。

(b) 告知義務違反（契約解除と保険金支払い）

保険契約者または被保険者が「故意または重大な過失」により事実の告知をしなかったり、偽りの告知をしたりした場合、保険会社は、保険契約を解除することができます。

保険会社が保険契約を解除した場合には、契約解除前に発生した損害に対しては、原則として保険金が支払われません。

ただし、告知しなかった事実または告知内容と異なる事実との間に因果関係がなく発生した保険事故による損害に対しては、保険金が支払われます（因果関係不存在の特則）。



デジタルテキスト 066

b. 通知義務

(a) 通知義務とは

保険期間の途中で、建物の用途を住宅から喫茶店に改装したり、自動車の用途を自家用から営業用に変更したりするなど、危険が増加することがあります。このように契約締結後に危険が増加した場合には、保険会社は、危険の増加に見合った保険料を追加請求する必要があります。

このため、保険契約者または被保険者に対して、契約締結時に告知を求めた事項のうち保険会社が定めた事項（通知事項）について、契約締結後に変更（危険の増加 **▲注1** **▲注2** 等）があった場合には、遅滞なく、保険会社にその旨を通知することを義務付けています。これを「通知義務」といいます。

なお、契約締結後に危険が著しく減少したときは、保険契約者は、保険会社に対して、未経過期間について危険の減少に対応する保険料の返還を請求することができます。 **▲注3**

▲注1 危険の増加とは、告知事項についての危険が高くなり、損害保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。

▲注2 危険増加が生じ、保険契約の引受範囲を超えた場合は、保険会社はこの保険契約を解除することができます。この事由により解除した場合、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した損害に対して、保険金は支払われません。

▲注3 危険の著しい減少とは、保険料の変更をもたらす程度の危険の減少のことをいいます。

デジタルテキスト 067

(b) 通知義務違反（契約解除と保険金支払い）

通知義務に該当する事実が発生した場合において、保険契約者または被保険者が「故意または重大な過失」により遅滞なく通知しなかったときは、保険会社は、保険契約を解除することができます。

保険会社が保険契約を解除した場合には、契約解除前に発生した損害に対しては、原則として保険金が支払われません。

ただし、通知しなかった事実または通知内容と異なる事実との間に因果関係がなく発生した保険事故による損害に対しては、保険金が支払われます（因果関係不存在の特則）。



デジタルテキスト 068

c. 保険料の支払義務

保険契約は、保険会社が一定の事由が生じた場合に保険金を支払うことを約し、保険契約者がその対価として保険料を支払うことを約するものです。このため、保険契約者に対して、保険料を支払うことを義務付けています。

したがって、保険約款では、たとえ保険期間開始後であっても、保険料領収前に生じた保険事故による損害に対しては保険金を支払わない旨を定めています。

また、保険契約は、保険料を領収して初めて効力が発生することから、保険会社にとっては、契約締結時に保険料を領収する「保険料即収の原則」（P.292参照）が基本的な考え方となっています。

なお、近年は、保険契約者の利便性を踏まえ、保険料の払込方法の多様化やキャッシュレス化が進み、契約締結と同時に保険料を領収するケースは少なくなっています。

デジタルテキスト 069

② 保険者の義務
（保険金の支払義務と支払期限）

保険会社は、保険期間中に保険事故が発生し、保険の対象（保険の目的物）に損害が生じた場合に、保険金額を限度として、その損害をてん補する（保険金を支払う）責任を負います。いわゆる保険金の支払義務です。

また、保険会社は、保険事故が発生した場合に、保険事故の調査、損害てん補責任（支払責任）の有無の判定、損害額の算定などの損害調査を速やかに行い、一定期間内に被保険者に保険金を支払うことが求められます。

保険法では、合理的な期間内に保険会社が必要な調査を終えて保険金が支払われるよう、「保険金の支払期限」を定め、保険約款で定める支払期限が「相当の期間」を超えている場合には、「相当の期間」を経過する日をもって保険金の支払期限としています。

特段の理由がない限り、損害保険では請求手続きが完了してから30日以内（生命保険では請求手続きが完了してから5営業日以内）に保険金を支払うとするのが一般的です。

デジタルテキスト 070

③ 損害保険契約の特性

a. 被保険利益

被保険利益とは、保険事故の発生によって被保険者が損害を被るおそれのある経済的な利益のことをいいます。

(a) 火災保険など

火災保険では、建物の所有者は、建物が火災によって焼失した場合には、経済的損失を被るため、その建物に被保険利益を有します。

損害保険契約において、被保険利益がないにもかかわらず保険金が支払われることを認めると、例えば、他人の建物を対象に火災保険に加入しておいて、その建物が火災で焼失した場合に保険金を取得するなどの不当利得が生じかねないため、被保険利益が存在しなければ、保険契約は有効に成立しないこととしています。

(b) 賠償責任保険など

賠償責任保険や費用保険では、財産の所有のような積極的利益はありませんが、保険事故の発生により被保険者が法律上の損害賠償責任を負担したり、費用を支出したりすることから、被保険利益を有するとされています。



注

人の価値は金銭に見積もることができないことから、からだの保険に被保険利益の概念はないとされています。したがって、傷害保険（傷害疾病定額保険）や生命保険では、保険事故発生時に契約時に定められた保険金額が保険金として支払われます。

デジタルテキスト 071

b. 保険価額

(a) 保険価額とは

保険価額とは、火災保険における建物・家財などの被保険利益の評価額、つまり「保険の対象の価額」のことをいいます。損害保険契約では、一般的に保険により利得を得てはならないという原則（利得禁止の原則）があることから、保険価額は、保険会社が支払う保険金の最高限度となります。



デジタルテキスト 072

(b) 保険価額と保険金額の設定（全部保険・一部保険・超過保険）

保険価額は、保険金額の設定が適切かどうかを判断する基準となります。

例えば、保険金額が保険価額を超える場合（超過保険といいます）、超過部分については、被保険利益がないため保険金は支払われません **▲注1**。

一方、保険金額が保険価額を下回る場合（一部保険といいます）は保険金が比例払 **▲注2** され、十分な保険金が支払われないことがあります。

したがって、火災保険など財物を対象とする保険では、建物や家財などの保険の対象を正しく評価したうえで、保険価額と保険金額とが等しい「全部保険」とするなど、適正に保険金額を設定するようアドバイスすることが大切です。

なお、家計分野の火災保険では、損害発生時の損害額を保険金として支払う実損払が主流となっています。

▲注1 契約締結時において、保険金額が保険価額を超えていたことにつき保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかったときは、保険契約者は、その保険契約の超過部分を取り消し、超過部分に相当する保険料の返還を請求することができます。

▲注2 保険金の比例払とは、損害額に保険価額に対する保険金額の割合を乗じて保険金を支払う方式をいいます。



第4章 損害保険商品

デジタルテキスト 074

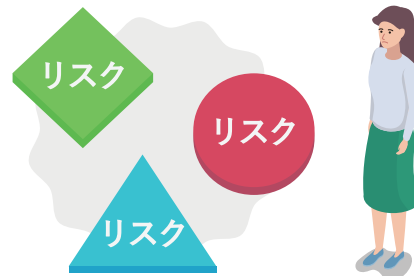
1 4 -1 損害保険の種類

第1節の
学習時間およそ
2分

(1) 家計分野の保険（個人・家庭生活を支える保険）

わたしたちのライフスタイルは人によって異なり、日常生活を取り巻くリスクも多種多様です。

個人や家庭生活を支える保険としては、例えば、自動車事故に備えるくるまの保険（自賠責保険、任意の自動車保険）、火災や自然災害に備えるすまいの保険（火災保険、地震保険）、ケガや病気に備えるからだの保険（傷害保険、医療保険、国内旅行傷害保険、海外旅行保険）、その他の保険（個人賠償責任保険、自転車事故に備える保険、高齢者向けの保険）などがあります。



デジタルテキスト 075

(2) 企業分野の保険（事業活動を支える保険）

企業を取り巻くリスクも多種多様です。企業の事業活動を支える保険としては、例えば、企業の費用や利益についてのリスクに備える企業総合保険、商品や業務用の動産のリスクに備える動産総合保険、損害賠償責任に備える生産物賠償責任保険（PL保険）、会社役員賠償責任保険（D&O保険）、労災に備える労働災害総合保険などがあります。

また、企業の事業活動を取り巻くリスクは、時代とともに激しく変化していき、新たなリスクも生まれていきます。そして、新たなリスクに備える新たな保険商品も生まれていきます。

本章では、主に家計分野の損害保険商品についてみていきます。

なお、保険会社によって保険の名称、補償内容などの詳細は異なります（自賠責保険と地震保険の補償内容や保険料は、すべての保険会社で共通です）。

デジタルテキスト 076

1 4 -2 | くるまの保険

第2節の
学習時間およそ
14分

くるまの保険は、法律で加入することが義務付けられている自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」といいます）と任意に加入する自動車保険に大別することができます。

自動車損害賠償保障法（以下「自賠法」といいます）により、原則として、すべての自動車に対して自賠責保険に加入することが義務付けられています。この法律は自動車の運行によって生命または身体が害された被害者の保護を目的としているため、自賠責保険は人身事故のみを補償の対象としています。また、自賠責保険の保険金には支払限度額が定められており、これを超える損害については、任意の自動車保険で備える必要があります。

このため、自賠責保険と任意の自動車保険は、車の両輪に例えられています。

①強制加入と
証明書携行②人身事故による
損害の補償③実質的な
無過失責任④政府の
保障事業

デジタルテキスト 077

(1) 自賠責保険

① 強制加入と証明書携行

自賠責保険は、自動車事故の被害者保護を目的としている保険であり、自賠法に基づき、原則として、原動機付自転車を含むすべての自動車 **注1** に加入することが義務付けられています **注2**。

この自賠責保険への加入を証明するものが「自動車損害賠償責任保険証明書（自賠責保険証明書）」であり、自動車にはこの証明書を必ず備え付け、いつでも提示できるようにしておかなければなりません **注3**。また、自動車検査登録（車検）の対象となる自動車は、この証明書を提示しなければ、車検を受けることができません（自賠責保険の保険期間は車検有効期間をカバーしている必要があります）。

注1 農耕作業用小型特殊自動車を除きます。

注2 自衛隊、アメリカ軍、国際連合軍および円滑化協定の締約国軍の自動車、ならびに構内専用車等は、自賠責保険の適用除外自動車となります（保険会社が適用除外自動車を対象とする契約を引き受けることは差し支えありません）。

注3 2024（令和6）年11月の法令改正により自賠責保険証明書の電子データでの交付・備付が可能になりました。運転時には、スマートフォンやタブレット等で自賠責保険証明書を提示できるよう準備することにより、紙での備付が不要となります。なお、従来どおり紙の自賠責保険証明書による交付・備付も可能です。



デジタルテキスト 078

② 人身事故による損害の補償

自賠責保険は、自動車事故により、歩行者、同乗者、他の自動車の搭乗者など、他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合の損害を補償する保険であり、運転者自身のケガや他人の財物に与えた損害に対しては補償されません。

また、自賠責保険から支払われる保険金は、被害者1名について、死亡3,000万円、後遺障害75万円～3,000万円（常時介護を要する場合は4,000万円）、傷害120万円と限度額が設けられています。

なお、1事故当たりの支払限度額の定めはなく、1回の事故で被害者が複数の場合には、被害者1名につき、それぞれ支払限度額を適用して保険金が支払われます。



デジタルテキスト 079

③ 実質的な無過失責任

自賠法では、自己のために自動車を運行の用に供する者（運行供用者といいます）が人身事故を起こした場合に損害賠償責任を負うとしています。また、被害者が加害者の過失を立証するのではなく、加害者が自らに過失がなかったことを立証しなければならないという点で、立証責任を加害者に転換して実質的な無過失責任 **▲注** を負わせることにより被害者の救済を図っています。



▲注 無過失責任とは、加害者に故意や過失がなくても、発生した損害の賠償責任を負わせることをいいます。

デジタルテキスト 080

④ 政府の保障事業

自賠法では、ひき逃げにあたり、自賠責保険の付いていない自動車にひかれたりした被害者を救済するため、自賠責保険とは別に、政府が自動車損害賠償保障事業を行うことを定めています。この保障事業により、これらの被害者も自賠責保険とほぼ同様の保障が受けられるようになっています。

なお、自賠責保険は法律に基づいた保険であるため、補償内容や保険料については、すべての保険会社で共通です。 **▲注**

▲注 自賠責保険料には、保険会社の利潤は含まれていません。

デジタルテキスト 081

(2) 任意の自動車保険

任意の自動車保険は、自動車事故による様々な損害を補償する保険であり、他人の身体や財物に与えた損害を補償する保険、運転者や同乗者が被った身体の傷害を補償する保険、自分の自動車が被った損害を補償する保険などがあります。

自動車事故による損害の種類と自動車の保険は、次のような関係になっています。任意の自動車保険は、これらの保険を組み合わせることで構成されています。

【損害の種類と対応する自動車の保険】

	身体の損害（死傷）	財物の損害
相手への賠償	相手を死傷させた 対人賠償責任保険	相手の財物を壊した 対物賠償責任保険
	相手を死傷させた 自賠責保険（強制保険）	
自分等への補償	自動車に搭乗中の者が死傷した 人身傷害保険	自分の自動車が事故で破損した 車両保険



参考

自動車保険の保険料

自動車保険の保険料（率）は、契約している自動車（被保険自動車）または被保険者それぞれの危険度に応じて異なり、用途車種、運転者の年齢、運転者の範囲、安全装置の有無などにより決まります。

また、自動車保険には、保険事故実績（事故の内容・回数）に応じて保険料が割増・割引される「ノンフリート等級別料率制度」（1等級～20等級、無事故・事故有）があります。

（注）自動車保険の総付保台数が10台以上となる契約をフリート契約といい、ノンフリート等級別料率制度とは別の料率体系となっています。

デジタルテキスト 082

① 賠償責任保険

a. 対人賠償責任保険

被保険者が、契約している自動車（被保険自動車）の所有、使用または管理に起因して他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、自賠責保険の支払額を超える部分について保険金が支払われます。

対人賠償責任保険は自賠責保険の上乗せ保険であるため、損害額が自賠責保険によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額についてのみ保険金が支払われます。

なお、被保険自動車が自賠責保険に加入していない場合は、自賠責保険によって支払われる金額に相当する金額を超過するときに限り、その超過額についてのみ保険金が支払われます。



デジタルテキスト 083

b. 対物賠償責任保険

被保険者が、被保険自動車の所有、使用または管理に起因して他人の車などの財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担する場合の損害に対して、保険金が支払われます。

【被保険者の範囲】

対人賠償責任保険、対物賠償責任保険の被保険者は、保険契約申込書に記載した被保険者（記名被保険者といいます）をはじめ、被保険自動車を使用・管理中の記名被保険者の家族（配偶者、同居の親族、別居の未婚の子）などです。また、記名被保険者の承諾を得て被保険自動車を使用する者（自動車取扱業者を除きます）も被保険者となります。

なお、特約を付帯（セット）することにより、運転者の範囲を記名被保険者に限定したり、記名被保険者とその配偶者に限定したり、運転者の年齢条件を設定（21歳以上補償・26歳以上補償・35歳以上補償など）したりすることができます。

【保険金が支払われない主な場合】（主な免責事由）

対人賠償責任保険および対物賠償責任保険では、保険契約者・被保険者の故意による場合のほか、被保険者の父母・配偶者・子が損害を被った場合や、台風・洪水・高潮、地震・噴火・津波による損害などに対しては、保険金が支払われません。

なお、対人賠償責任保険および対物賠償責任保険では、被害者救済の観点から、被保険者の無資格運転・酒気を帯びている状態での運転等の事故による損害に対しては、保険金が支払われます。



② 人身傷害保険

被保険者が、被保険自動車に搭乗中の自動車事故により死傷した場合に、相手がいる事故か単独事故かを問わず、また、被保険者の過失割合（P.367参照）にかかわらず、実際に生じた損害に対して、保険金額を限度に保険金が支払われます（実損払）。

なお、特約を付帯（セット）することにより、被保険自動車に搭乗中に生じた事故に加え、被保険自動車以外の自動車に搭乗中や歩行中、自転車搭乗中などの自動車事故によって生じた損害に対しても、保険金が支払われるものがあります。

【被保険者の範囲】

人身傷害保険の被保険者は、被保険自動車に搭乗中の者、被保険自動車の保有者 **⚠注** または運転者です。

【保険金が支払われない主な場合】（主な免責事由）

人身傷害保険では、被保険者または保険金の受取人の故意または重大な過失によってその本人に生じた損害のほか、地震・噴火・津波による損害、被保険者の無資格運転・酒気を帯びている状態での運転等によってその本人に生じた損害などに対しては、保険金が支払われません。

⚠注 保有者とは、自動車の運行を支配し、かつ運行によって利得を得る者のうち、自動車を使用する正当な権利を有する者をいい、通常所有者または使用者が該当します。



デジタルテキスト 085

③ 車両保険

衝突・接触、墜落・転覆、物の飛来・物の落下、火災・爆発、盗難、台風・洪水、高潮、その他の偶然な事故によって被保険自動車に生じた損害に対して、保険金が支払われます。

なお、特約を付帯（セット）することにより、補償範囲を他の自動車との衝突・接触や、火災・爆発、盗難等の事故に限定することができます。

【被保険者の範囲】

車両保険の被保険者は、被保険自動車の所有者です。

【保険金が支払われない主な場合】（主な免責事由）

車両保険では、保険契約者・被保険者または保険金の受取人の故意または重大な過失のほか、地震・噴火・津波による損害、無資格運転・酒気を帯びている状態での運転による損害、タイヤの単独損害（火災、盗難の場合を除きます）などに対しては、保険金が支払われません。



デジタルテキスト 086



(1) 火災保険

火災保険は、火災だけでなく、落雷や風災などの自然災害によって「建物」や「家財」など保険の対象に生じた損害を補償する保険です。また、泥棒により家財が盗まれたり、給排水設備の詰まりにより水濡れが生じたりした場合など、日常の思いがけない事故による損害を補償する商品もあります。

① 補償内容

② 契約方法

③ 保険金額の設定

デジタルテキスト 087

① 補償内容

火災保険の主な補償内容は次のとおりです。また、損害に対する補償に加えて、火災事故における焼け跡の整理や近所のお詫びに係る費用など、その損害に伴う所定の諸費用に対しても保険金が支払われます。

- a. 火災、落雷、破裂・爆発
- b. 風災、雹（ひょう）災、雪災
- c. 水災
- d. 水濡れ、物体の落下・衝突等、騒擾（そうじょう）等
- e. 盗難
- f. 不測かつ突発的な事故

【保険金が支払われない主な場合】（主な免責事由）

火災保険では、保険契約者・被保険者の故意または重大な過失・法令違反のほか、火災などの事故の際における保険の対象の紛失・盗難、地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます）、戦争・暴動による損害などに対しては、保険金が支払われません。

なお、火災保険では、地震等による火災が原因で、一定規模以上の損害が生じた場合、地震火災費用保険金が支払われますが、補償の対象となる事故が地震等による火災に限定されるほか、支払額が保険金額の一定割合にとどまることから、別途、地震保険に加入する必要があります。



デジタルテキスト 088

② 契約方法

火災保険では、建物および家財などが保険の対象となります。

③ 保険金額の設定

火災保険の契約にあたっては、保険の対象の価額を正しく評価し、建物・家財ごとに適切な保険金額を設定する必要があります。また、建物・家財の評価には、時価額基準と再調達価額（新価）基準による評価方法があります。

なお、損害保険金だけで元どおりに再築または再取得できる再調達価額（新価）基準で評価し、再調達価額（新価）基準で保険金が支払われる方式（新価・実損払）が主流となっています。



参考

火災保険の保険料

住宅建物や家財の火災保険の基本保険料（率）は、保険の対象の所在地（地区）と建物の構造（鉄筋コンクリート造や木造等）によって決まります。

デジタルテキスト 089

(2) 地震保険

地震保険は、地震保険に関する法律（地震保険法）に基づき、被災者の生活の安定に寄与することを目的とする保険です。巨額の保険金の支払いに備えて、政府が再保険を引き受ける仕組みとなっており、政府と損害保険会社が共同で運営する公共性の高い保険です。

① 補償内容

② 契約方法

③ 保険金額の設定

デジタルテキスト 090

① 補償内容

地震保険では、火災保険では補償されない地震等によって、火災、損壊、埋没または流失による損害を受け、建物または家財が「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の損害を被った場合、それぞれの損害の程度に応じて、保険金額の一定割合が保険金として支払われます。

【保険金が支払われない主な場合】（主な免責事由）

地震保険では、保険契約者・被保険者の故意または重大な過失のほか、地震等の際における保険の対象の紛失または盗難、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害などに対しては、保険金が支払われません。



デジタルテキスト 091

② 契約方法

地震保険では、居住用の建物および家財（生活用動産）が保険の対象となります。

地震保険は単独では契約することができず、必ず主契約である火災保険に付帯（セット）して契約する必要があります。また、現在契約している火災保険に地震保険を付帯（セット）していない場合には、火災保険の保険期間の途中で地震保険を付帯（セット）することもできます。

デジタルテキスト 092

③ 保険金額の設定

地震保険の保険金額は、主契約である火災保険の保険金額とは別に定めることとし、主契約の保険金額の30%～50%の範囲内で、建物5,000万円、家財1,000万円を上限として設定します。

なお、地震保険は法律に基づいた保険であるため、補償内容や保険料については、すべての保険会社で共通です。 **▲注**

▲注 地震保険料には、保険会社の利潤は含まれていません。



参考

地震保険の保険料

地震保険の保険料（率）は、建物の構造（構造区分）および所在地（都道府県）によって区分され、建物の免震・耐震性能に応じた割引制度もあります。

デジタルテキスト 093

1 4 -4 からだの保険（傷害疾病保険）

第4節の
学習時間およそ
6分

（1）傷害保険

① 補償内容

傷害保険は、被保険者が「急激かつ偶然な外来の事故」により傷害を被った結果、入院や通院をしたり、死亡したり、後遺障害を被ったりした場合などに保険金が支払われる保険です。

傷害保険で支払われる保険金には、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金があります。

【保険金が支払われない主な場合】（主な免責事由）

傷害保険では、保険契約者・被保険者の故意または重大な過失のほか、被保険者の無資格運転・酒気を帯びている状態での運転、被保険者の脳疾患・疾病・心神喪失、被保険者の闘争行為（ケンカ）・自殺・犯罪行為、戦争・暴動、地震・噴火・津波によって被った傷害、むちうち症（頸部〈けいぶ〉症候群）・腰痛その他の症状を訴えている場合で医学的他覚所見のないものなどに対しては、保険金が支払われません。

また、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、傷害には含まれず、保険金支払いの対象となりません。

デジタルテキスト 094

② 保険商品の種類

傷害保険には、いくつか種類がありますが、補償内容と被保険者の範囲によって分類できます。

日常生活全般のケガに備える保険（普通傷害保険）や交通事故によるケガに備える保険（交通事故傷害保険）があります。

また、被保険者の範囲を本人のみとする保険（普通傷害保険や交通事故傷害保険）のほか、その範囲を家族に拡大する保険（家族傷害保険やファミリー交通傷害保険）があります。



参考

傷害保険の保険料

傷害保険の保険料（率）は、死亡・後遺障害、入院、通院ごとに決められています。

（注）被保険者の職業または職務により区分されている場合があります。

デジタルテキスト 095

(2) 医療保険

医療保険は、公的医療保険では賄えない経済的リスクに備える保険であり、被保険者が傷害を被ったり、疾病を患ったりした結果、入院・通院した場合などに保険金が支払われる保険です **▲注1**。

医療保険で支払われる保険金には、傷害入院保険金、疾病入院保険金、手術保険金、通院保険金などがあります。

【保険金が支払われない主な場合】（主な免責事由）

医療保険では、疾病固有の免責事由として、麻薬等使用、アルコール依存症、薬物依存症、妊娠または出産（異常妊娠および異常分娩の場合を除きます）などに対しては、保険金が支払われません。 **▲注2**

▲注1 保険期間を定めた定期タイプや、一生涯保障する終身タイプがあります。

▲注2 傷害に関する免責事由は、傷害保険の免責事由と同じです。

デジタルテキスト 096

(3) 国内旅行傷害保険

国内旅行傷害保険は、被保険者が国内旅行行程中（国内旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程中）に被った損害を補償する保険です。

傷害による死亡・後遺障害、入院・通院の場合などの補償に、携行品など物の損害に対する補償や、損害賠償責任に対する補償などを組み合わせた保険です。 **▲注**

【保険金が支払われない主な場合】（主な免責事由）

基本的には、傷害保険の免責事由と同じです。

なお、傷害保険と異なり、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒についても、保険金支払いの対象となります。

▲注 国内旅行傷害保険では、疾病による死亡、治療費用については、保険金支払いの対象となりません。



デジタルテキスト 097

(4) 海外旅行保険

海外旅行保険は、被保険者が海外旅行行程中（海外旅行を目的として住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程中）に被った損害を補償する保険です。

傷害による死亡・後遺障害、治療費用、および疾病による死亡、治療費用などの補償に、携行品など物の損害に対する補償や、損害賠償責任に対する補償などを組み合わせた保険です。

【保険金が支払われない主な場合】（主な免責事由）

海外旅行保険では、保険契約者・被保険者の故意または重大な過失のほか、被保険者の無資格運転・酒気を帯びている状態での運転、戦争、被保険者の闘争行為（ケンカ）・自殺・犯罪行為等によって被った損害に対しては、保険金が支払われません。

なお、傷害保険で免責事由となる暴動および地震・噴火・津波によって被った傷害については、保険金支払いの対象となります。

また、傷害保険と異なり、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒についても、保険金支払いの対象となります。



参考

海外旅行保険の保険料

海外旅行保険の保険料は、旅行先、保険期間などによって、補償種目ごとに定められます。

デジタルテキスト 098



(1) 個人賠償責任保険

個人賠償責任保険は、日常生活で誤って他人にケガをさせたり他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に備える保険です。

通常、記名被保険者本人とその家族（配偶者、同居の親族、別居の未婚の子など）が被保険者となります **注1**。一般的に、火災保険や傷害保険、自動車保険などの特約として販売されています。

〔事故例〕

- ・自転車で走行中、歩行者とぶつかりケガを負わせた。
- ・買い物中に陳列商品を落とし、破損させた。
- ・飼い犬が他人を噛んでケガをさせた。

【保険金が支払われない主な場合】（主な免責事由）

個人賠償責任保険では、保険契約者・被保険者の故意による場合のほか、被保険者の家族や同居の親族が損害を被った場合、被保険者の業務中の事故による損害賠償責任、自動車の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任などに対しては、保険金が支払われません。 **注2**

注1 被保険者が責任能力のない未成年者や認知症の高齢者など責任無能力者の場合は、その親権者や法定の監督義務者等も被保険者となる保険商品もあります。

注2 自動車リスクに係る損害賠償責任については、任意の自動車保険の賠償責任保険で補償されます。



デジタルテキスト 099

(2) 自転車事故に備える保険

近年、自転車利用者による事故が多発し、それらに対する高額賠償判決が相次いでいることから、社会問題となっています。自転車事故に備える保険として、傷害保険と個人賠償責任保険とをセットにした商品が販売されています。

○：対象とする ×：対象としない

保険の種類	事故の相手		自分
	生命・からだ	財産	生命・からだ
傷害保険	×	×	○
個人賠償責任保険	○	○	×

デジタルテキスト 100

(3) 高齢者向けの保険

高齢者向けの保険として、一定の年齢以上の者を対象に、特定の傷害を補償する保険などが販売されています。また、介護に備える保険として、介護保険があります。



デジタルテキスト 101